

業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、業務用生ごみ処理機器（以下「処理機器」という。）を設置する事業者に対し、予算の範囲内において購入費等の一部を補助することにより、事業所から排出される生ごみの減量化及びリサイクルを促進し、もって資源循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に定める一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄された食品残渣をいう。
- 二 業務用生ごみ処理機器 微生物、燃料及び電気等を用いて生ごみを堆肥化、飼料化及び減量化することを目的として製造された処理能力が一日五キログラム以上の機器をいう。
- 三 事業所 個人又は法人が、事業活動を営んでいる店舗等をいう。
- 四 補助事業者 補助金の交付の決定を受けた個人又は法人をいう。

(補助対象者及び補助基数)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、処理機器を購入し自らが発生させた生ごみを処理しようとする者であり、かつ次の各号に該当する者をいう。

- 一 個人
 - イ 久喜市又は宮代町に事業所が有ること。
 - ロ 久喜市又は宮代町の住民基本台帳に登録されていること。
 - ハ 市税、町税に関し滞納がないこと。
 - 二 法人
 - イ 久喜市又は宮代町に事業所が有ること。
 - ロ 市税、町税に関し滞納がないこと。
 - ハ 商業法人登記がなされていること。
- 2 補助基数は、一事業所一基とし、本店及び支店は各々一事業所とみなす。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、本体費用に設置費用を加えた額に二分の一を乗じて得た額とし、二、五〇〇、〇〇〇円を限度額とする。ただし、補助金の額に一、〇〇〇円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、あらかじめ業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付申請書（様式第一号。

- 以下「申請書」という。）に次の書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- イ 見積書
 - ロ 仕様書
 - ハ 事業計画書（様式第二号）
 - ニ 住民票（法人の場合は、商業法人登記簿）
 - ホ 市税、町税に関する納税証明書
 - ヘ その他管理者が必要と認める書類

(交付の条件)

第 6 条 管理者は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 処理機器を 7 年間 (以下「補助対象期間」という。) 以上継続して使用すること。
- 二 処理機器の設置場所は、必ず久喜市内又は宮代町内とすること。
- 三 処理機器によって生成された堆肥や飼料等は、自らの責において処分すること。
- 四 補助対象者は、交付決定通知日より補助対象期間内の年度末ごとに業務用生ごみ処理機器購入費等補助金実績報告書 (様式第三号) に必要書類を添付し、管理者に提出するものとする。なお、補助対象期間の満了時においては、年度途中であっても提出するものとする。
- 五 補助の対象となった事業 (以下「補助事業」という。) により取得した処理機器を、管理者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、休止し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全額を組合に納付した場合、又は補助対象期間を経過した場合は、この限りでない。
- 六 補助事業により取得した処理機器については、補助対象期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 七 補助事業に係る書類を整理し、補助対象期間内保管しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 管理者は、第四条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付決定通知書 (様式第四号) により通知するものとする。

(額の確定)

第 8 条 管理者は、業務用生ごみ処理機器補助金交付決定通知書の通知後、現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、業務用生ごみ処理機器購入費等補助金額確定通知書 (様式第五号。以下「確定通知書」という。) を補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第 9 条 補助対象者は、申請書の内容に変更があるときは、あらかじめ業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付変更申請書 (様式第六号) を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、管理者が認める軽微な変更はこの限りでない。

(補助金の請求)

第 10 条 確定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付請求書 (様式第七号) を管理者に提出するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 管理者は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、請求のあった日から三十日以内に補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第 12 条 管理者は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消することができる。

- 一 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 前各号のほか補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は管理者の命令に従わなかったとき。
- 2 管理者は、既に補助金の交付がなされている場合であっても、前項の各号に該当する場合は、業務用生ごみ処理機器購入費等補助金返還命令書（様式八号）により、補助事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（立ち入り検査）

第13条 管理者は、補助金交付後においても、補助事業者の立会いのもと、立ち入り検査を行うことができる。

（補助事業者の義務）

第14条 補助事業者は、処理機器を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した処理機器を適正に管理し、処理によって生じた堆肥及び飼料等は自らの責任において適正に処分しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成十四年十月一日から施行する。